

2026年5月1日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「パートナーシップ構築宣言」の更新について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2026年1月1日に下請代金支払遅延等防止法が中小受託取引適正化法、下請中小企業振興法が受託中小企業振興法へ改正されたことに伴い、2021年1月に策定・公表した「パートナーシップ構築宣言」を本日付で更新しましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は、引き続き地域活性化のため、地元企業の事業発展にかかる各種支援に努めてまいります。

記

パートナーシップ構築宣言の概要

「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組みです。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）」「下請企業との望ましい取引慣行（振興基準）の遵守」に重点的に取り組むことを宣言します。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
経営企画部経営企画課 中島
TEL 022-225-8258

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

○じもとホールディングスと連携し、自行内のほか、きらやか銀行などと県境を越えたビジネスマッチングを実施しております。

○子会社である仙台銀キャピタル&コンサルティングと連携し、M&A等の事業承継支援に努めております。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

取引先への訪問等により、取引先の経営課題やニーズの把握に努めております。

2021年1月18日

(2026年5月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社仙台銀行

代表取締役 坂爪 敏雄

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。